

やまなし G A P 認証制度実施要綱

第1条 目的

この要綱は、山梨県内で生産される農産物について、県が定めた基準に従って生産し、出荷されることを県が認証する制度について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)認証対象農産物 青果物、穀物、茶

(2)認証

農産物の生産に当たって、認証に関する基準（以下、「認証基準」という。）及び認証に関する要件（以下、「認証要件」という。）に適合していることを、知事が認め証明することをいう。

(3)認証取得者

前号の規定により認証を取得した生産者、団体及び農業教育機関をいう。

(4)現地検査員

農場の生産工程管理の実施状況を基準に基づき検査する者をいう。基準を満たしているか否かの判断、改善指示、改善状況の現地検査を行い、その結果をやまなし G A P 認証審査会（以下、「認証審査会」という。）に報告する。なお、検査員は普及指導員の資格又は同等の知識を有し、適切に検査することができると知事が認める者とする。

第3条 認証審査会

知事は、制度の公平性及び客観性を確保し適正な運営を図るため、G A P 推進委員会の定めるところにより、外部の専門家等で構成する認証審査会を、設置するものとする。

2 前項の認証審査会においては、認証基準の設定に際しての審査及び申請のあった認証の可否の審査を行うものとする。

第4条 認証基準

知事は、認証基準としてやまなし G A P 導入基準書（以下、「導入基準書」という。）を設定するものとする。

2 前項の基準には、基本となる基準（以下、「基本基準」という。）と上位の基準（以下、「上位基準」という。）を設ける。

第5条 認証要件

認証を申請することができる生産者、団体及び農業教育機関は、次の要件に該当するものとする。

(1)県内で農産物を生産する個人、若しくは個人が共同管理により生産を行う任意組織若しくは法人、又はそれらが組織する団体であること。

(2)前号における団体は、対象とする農産物に係る統一的な生産出荷基準を定め、当該基準の遵守を管理する事務局を有すること。

(3)農業教育機関は、高等学校、大学その他学校法人、農業者研修教育施設等のうち、現に授業カリキュラムに G A P の実施に関する教育を位置づけることとしている機関とする。

第6条 認証申請及び審査

認証を受けようとする生産者、団体及び農業教育機関は認証区分ごとに知事に申請し、知事は

書類審査及び現地検査のうえ、認証基準の項目全てに適合していることを確認する。ただし、G L O B A L G. A. P.、A S I A G A P、J G A Pの認証取得者については、その認証を証明する書類の提出をもって書類審査及び現地検査を免除できるものとする。

- 2 団体を審査する場合にあっては、知事は導入基準書に基づき、団体事務局及び団体に所属する生産者数の四乗根以上（小数点切り上げ）を満たす数の生産者をサンプリングし審査する。なお、団体の統治機能等に問題がある場合は県の判断により生産者数を追加でサンプリングし確認することができる。
- 3 審査及び認証に要する経費は、無償とする。

第7条 認証及び登録

知事は、前条に基づく申請者の取組が認証基準に合致していると認めるときは、当該申請者を認証・登録するものとする。

- 2 知事は、前項の認証の可否については、認証審査会の審査の結果に従うものとする。

第8条 表示

認証の表示等にあたっては、特に定める場合を除き基本基準及び基本基準による認証は「やまなしGAP. BASIC」の呼称、上位基準及び上位基準による認証は「やまなしGAP. ADVANCE」の呼称を用いる。

- 2 認証取得者は、認証された農産物について、認証マークを使用することができるものとする。
- 3 認証マークは、認証された農産物以外に使用してはならないものとする。
- 4 認証マークの規格及び使用方法等については、別に定めるところによるものとする。

第9条 監査

認証取得者は、年1回、認証基準適合の内部監査状況を知事に報告するものとする。

- 2 知事は、認証取得者に対し、必要があると認めるときは、現地検査を実施できるものとする。
- 3 前項において、知事は、改善の必要があると認めるときは、認証取得者に対して必要な措置を講じるよう指示するものとする。
- 4 第6条ただし書きの規定による認証取得者については、その認証の有効期間において、第1項の内部監査状況の報告及び第2項の現地検査を免除することができるものとする。

第10条 認証の更新

認証の更新を受けようとする者は、認証登録の有効期間の満了する日の1ヶ月前までに、知事に更新の申請をするものとする。

- 2 第6条から第7条までの規定は、認証の更新申請の場合に準用する。

第11条 認証登録の有効期間

認証の有効期間は、認証を受けた日から3年を経過した月の属する月末の間とする。ただし、第6条第1項ただし書きの規定による認証取得者については、その認証の有効期間とする。

- 2 第10条により認証の更新をした場合の認証の有効期間は、更新前の有効期間の満了日の翌日から3年間とする。ただし、第6条第1項ただし書きの規定による認証取得者が更新をした場合については、その認証の有効期間までとする。
- 3 前項の更新の申請があった場合において、その更新の可否を決定するまでの間は、その有効期間の満了後もなおその効力を有する。

第12条 登録内容の変更

認証取得者は、認証申請した内容に変更が生じた場合は、遅滞なく知事に届け出るものとする。

第13条 認証情報の公表

知事は、制度の概要、認証基準及び認証取得者等の情報について、県のホームページ等で公表するものとする。

第14条 認証取得者の遵守事項

- 認証取得者は、関係法令を遵守しなければならない。
- 2 認証取得者は、生産管理、品質管理に誠意を持って取り組まなければならない。
 - 3 認証取得者は、認証基準に則した生産管理の実践を行い、1年に1回以上、自己点検や内部点検を実施し、不適切な事項があれば改善を行うよう努めなければならない。
 - 4 認証取得者は、知事の行う監査等に誠実に対応しなければならない。

第15条 認証及び登録の取消し

知事は、次の場合に、認証審査会の意見を踏まえ、認証・登録を取り消すことができるものとする。知事は認証の取り消しを行う場合には、認証審査会を開催し、その結果を踏まえて、取り消しの決定を行うものとする。

- (1) 監査等の結果、認証取得者の取組が認証基準等に適合していないこと等、不適切な事実が確認され、かつ改善措置に従わない場合
 - (2) 認証取得者の申請内容に虚偽が判明した場合
 - (3) 認証取得者が認証マークを不正に使用した場合
 - (4) その他認証取得者が信頼性を著しく損なう行為をした場合
- 2 知事は、認証取得者から認証・登録取消しの申請があった場合は、認証・登録を取り消すものとする。

第16条 上位認証と基本認証の関係

上位基準は、基本基準を包含しており、上位基準により認証された農産物については、基本基準に基づき生産されていることも確認したものとする。

- 2 基本認証を取得しているものが、同一品目について上位認証を取得したときは、当該基本認証はその効力を失う。

第17条 書類等の整備及び保管

認証取得者は、別に定めるところにより、認証を受けた取組に関する書類、所属する構成員の名簿等を整備し、認証を受けた期日から5年間保管するものとし、知事の求めがあった場合にはこれを開示しなければならない。

第18条 事故等の対応

本制度により認証を受け出荷した品目について、品質等に関する事故等（以下、「事故等」という。）が発生した場合は、認証取得者がその責任を負うものとし、知事の指導の下、誠意をもって必要な措置を講じるものとする。

- 2 事故等が発生した場合、知事は、責任をもって原因究明を行うとともに、認証取得者に対し適切な指導を行うものとする。

第19条 その他

この要綱に定めるもののほか、本制度の実施に必要な事項は農政部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月20日から施行する。